



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

盛土規制法の 規制開始について ～千葉県提案～

盛土規制法制度の背景

○令和3年7月、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生

○盛土等の崩落による被害が各地で発生

制度上の課題

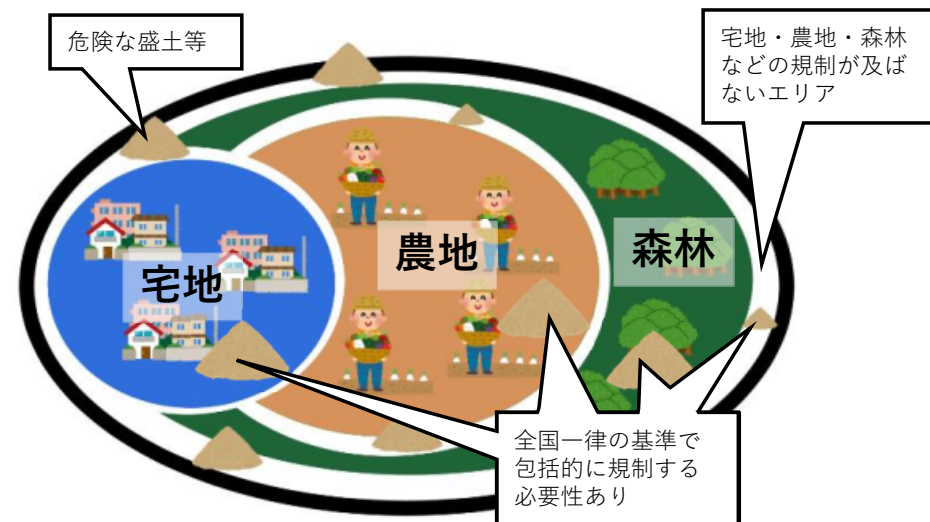
○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制

⇒各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**

◎宅地造成等規制法が抜本的に改正され、土地の用途(宅地・農地・森林等)に関わらず、盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する**宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)**が施行



2021(令和3)年7月
静岡県熱海市
(死者28人、
住宅被害98棟)



盛土規制法の概要

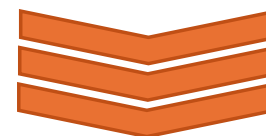
① スキマのない規制	規制区域	○都道府県知事等が、 <u>盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域</u> を <u>規制区域として指定</u>
	規制対象	○宅地において行われる造成だけでなく、 <u>農地・森林における盛土・切土や、一時的な堆積についても規制</u>
② 盛土等の安全性の確保	許可基準・ 手続	○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、 <u>災害防止のために必要な許可基準を設定</u>
	定期報告 中間検査 完了検査	○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、① <u>施行状況の定期報告</u> 、② <u>施行中の中間検査</u> 、③ <u>工事完了時の完了検査</u> を実施
③ 責任の所在の明確化 機動的な是正命令	管理責任	○盛土等が行われた土地について、 <u>土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務</u> を有することを明確化
	処分・命令	○災害防止のため必要なときは、 <u>土地所有者等だけではなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令</u>
④ 実効性のある罰則	罰則	○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑（令和7年6月1日以降は拘禁刑。以下同じ。）及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

九都県市の区域指定状況

	区域指定日
埼玉県	R 7. 7. 1
さいたま市	R 7. 5. 2 6
千葉県	R 7. 5. 2 6
千葉市	R 7. 5. 2 6
東京都	R 6. 7. 3 1
神奈川県	R 7. 4. 1
横浜市	R 7. 4. 1
川崎市	R 7. 4. 1
相模原市	R 7. 4. 1

規制区域の指定

東京都の島しょ部の一部を除き、
**九都県市全域が宅地造成等工事規制区域
または特定盛土等規制区域のいずれかに
指定**される。

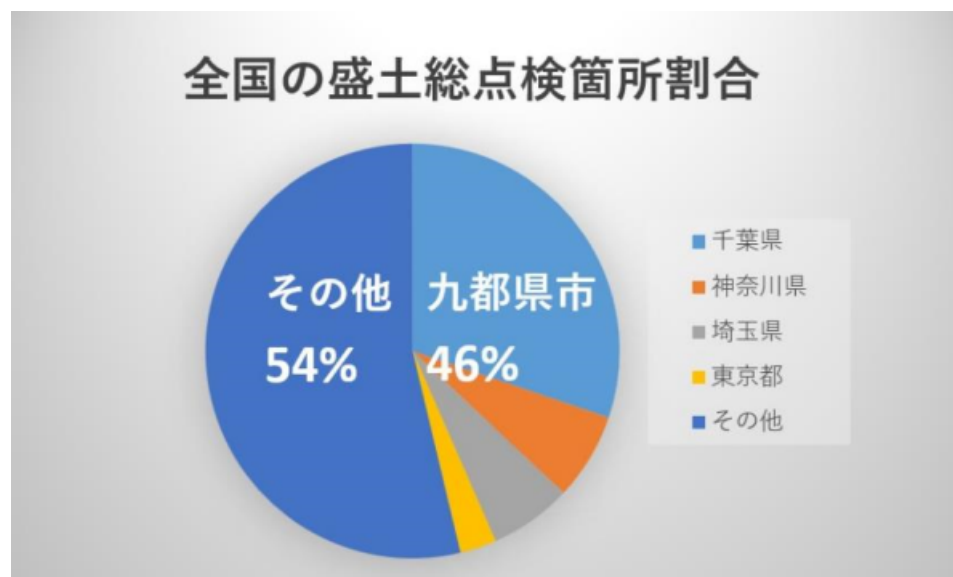


スキマのない規制へ

※各都県市の公表情報より集計して作成（令和7年4月1日時点）
※都県の情報には中核市の数値を含む
※中核市の区域指定日は都県の区域指定日と一致しないことがある

盛土規制法の運用の課題①

①全国の盛土総点検（令和4年3月）の結果、九都県市に盛土全体の約半数が集中している。



	盛土個所数
全国	1, 0 8 9
埼玉県	7 0
千葉県	3 2 9
東京都	3 1
神奈川県	7 4

九都県市では、盛土規制法の対象となる盛土等が数多く発生することが予想される

盛土規制法の運用の課題②

②盛土等に伴う土の移動が、都県市を跨いで行われている。

- 土砂条例を制定している公共団体（12都道府県・29市町村）の制定理由では、他圏域から大量の土砂が搬入されていたことなどが挙げられている。
- 土砂条例で対応した不適切な建設発生土の埋め立てでは、都道府県域を超えて搬入された事案もみられるなど、地方公共団体ごとの個別の対応だけでは十分に対応できないケースも生じている。

※令和3年12月 総務省行政評価局「建設残土対策に関する実態調査 結果報告書」から作成



盛土規制法の運用を**広域的な観点から検討することが重要**



盛土規制法の運用の課題③

③土地所有者が、状況を把握しないまま盛土されてしまうケースがある。

○土地所有者が所有地から離れて暮らしている等の理由により、知らぬ間に自らの土地に盛土がされた事例が発生している。



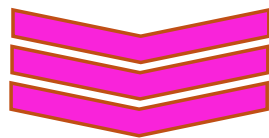
※土地所有者が知らずに盛土された事例



当該都県市外の土地所有者を含めて、制度を広く周知することが重要

共同取組の提案

- ・ 課題への新たな対応
- ・ 規制開始直後では、事例の積み上げがない
→各都県市が個別に課題に対応することが難しい状況



法の周知や運用上の課題等について、
九都県市が連携して対応することが効果的

共同取組の提案

取組の例

【法の周知徹底等】

- ・各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知するため、効果的なP R方法の検討・実施

【法の運用上の事例等の共有及び課題の研究】

- ・不法盛土への対応やD Xの活用等の事例の共有
- ・手続面や技術面における課題等の共有・研究